

おびひろしりつさかえしょうがっこう ぼうしきほんほうしん ていがくねんよう
帯広市立 栄 小学校いじめ防止基本方針(低学年用)

おびひろしりつさかえしょうがっこう ぼうしきほんほうしん
1) 帯広市立 栄 小学校いじめ防止基本方針とは？

いじめのないがっこうやちいきをめざし、みなさんがいじめをしない・されな
いためにどうしたらよいかをまとめた、おはなしのこトです。



ぼうしきほんほうしん
2) どうして、いじめ防止基本方針をつくったの？



むかし、おともだちがいじめられてしんでしまうという、たいへんかなしいじけ
んがおこりました。そのじけんをきっかけに、くにのきまりができました。くにのき
まりには、“どこのがっこうでも、いじめ防止基本方針をつくり、いじめがおこらな
いようにひとりひとりがかんがえてしあわせにせいかつするようにしましょう”と
かかれています。そこで、さかえしょうがっこうでもおはなしをつくり、いじめをな
くそうとみんなでとりくんでいるところトです。

3) おはなしのないよう①～どんなことをいじめというの？

おなじがっこうやがっきゅうのおともだちにされたり、いわれたりしたこと
のうち、とてもとてもいやだったり、くるしかったり、いたかったりすることを
いじめといひます。(たとえば、いやなことをいわれたり、されたり、めいれいされたり、ものをとら
れたり、むしされたりすることトです。)



4) おはなしのないよう②～いじめはぜったいにしてはいけないの？



みなさんは、どんなりゆうがあつても、とてもとてもいやだったり、くるしかった
り、いたかったりすることをされたらいやトすよね。“あいてがいやがることはやめ
ましよう”ということトのとおり、どんなりゆうがあつても、いじめはぜったいにして
はいけないトトです。

5) おはなしのないよう③～いじめをされたら、どうしたらよいの？

まずはいじめをしてくるあいてに「やめて。」とつたえましよう。それでもやめて
くれないのであれば、はなれましよう。そして、みなさんのおとうさんやおかあさ
ん、せんせいなどのおとなにそうだんましよう。「よわむし」とか「うらぎりもの」
とかいわれても、きにするひつようはありません。

いじめは、そうだんしないでかいけつできることは、ほぼありません。やめて
というゆうき、にげるゆうき、そうだんするゆうきをもちましよう。



6) おはなしのないよう④～いじめをみたらどうしたらよいの？

いじめをしている人に「いじめをしてはだめ。」といひましよう。いえないときは、
ちかくのおとなにつたえましよう。つたえることがいじめをされているひとをまもる
ことトなります。つたえるゆうきをもつてくたさい。

7) おはなしのないよう⑤～おとなはいじめられているひとをいちばんにまもります！

せんせいは、「いじめはぜったいにしてはいけない」というきもちをもち、いじ
められているひとをいちばんにまもります。またほごしゃのみなさんやちいきの
みなさんとちからをあわせて、じどうのみなさんがあんしんしてせいかつできる
「いじめのないがっこうやちいき」をつくつていひます。

